

日高振興局
河川減災対策協議会規約

北海道日高振興局

日高振興局 河川減災対策協議会規約（案）

（設 置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として、「日高振興局 河川減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目 的）

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、別表1に掲げる19水系における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、国、道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の対象河川）

第3条 この協議会は、日高振興局管内河川のうち別表1に掲げる水系における二級河川を対象とする。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- （1）洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- （2）円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- （3）地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- （4）その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（組 織）

第5条 協議会は、次に掲げる関係機関をもって組織する。

- （1）日高振興局
 - （2）室蘭開発建設部
 - （3）室蘭地方气象台
 - （4）北海道警察本部
 - （5）関係警察署
 - （6）関係市町村
 - （7）関係消防本部
- 2 協議会に幹事会を置く。

（役 員）

第6条 協議会には、次の役員を置く。

- （1）会長 1名 日高振興局長
- （2）幹事長 1名 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 事業室 治水課長

（会 長）

第7条 会長は協議会を代表し会務を統轄する。

(協議会の構成)

第 8 条 協議会は別表 2 に掲げる職にある者をもってあてる。

2 協議会は必要に応じて会長が招集し、協議会の運営についての基本方針を決定する。

(幹事長)

第 9 条 幹事長は、会長の下にあつて幹事会を運営し、会務を処理する。

(幹事及び幹事会)

第 10 条 幹事は別表 3 に掲げる職にある者をもってあてる。

2 幹事会は必要に応じ開催し、協議会の目的達成のための事業を推進する。

(会議の公開)

第 11 条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会に報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第 12 条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第 13 条 協議会及び幹事会の事務局は、胆振総合振興局室蘭建設管理部維持管理課に置く。

(雑 則)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は協議会が決定する。

(附 則)

この規約は、平成 29 年 6 月 27 日から施行する。

平成 30 年 7 月 31 日一部改訂 (案)

別表 1 日高振興局 河川減災対策協議会 水系一覧表

水 系 名			関 係 市 町 村
布	辻	川	新ひだか町
捫	別	川	新ひだか町
静	内	川	新ひだか町
真	沼 津	川	新ひだか町
ケ	リ マ イ	川	新ひだか町
三	石	川	新ひだか町
新	冠	川	新冠町
厚	別	川	新冠町（・日高町）
猿	留	川	えりも町
歌	別	川	えりも町
幌	満	川	様似町
様	似	川	様似町
海	辺	川	様似町
日	高 幌 別	川	浦河町
赤		川	浦河町
乳	呑	川	浦河町
向	別	川	浦河町
絵	笛	川	浦河町
元	浦	川	浦河町

別表 2 日高振興局 河川減災対策協議会 構成員一覧表

関 係 機 関						構 成 員		
日	高	振	興	局		局 長〔会長〕		
						副局長（建設管理部担当）		
室	蘭	開	発	建	設	部 長		
室	蘭	地	方	気	象	台 長		
北	海	道	警	察	本	警備部長		
浦		河	警	察	署	署 長		
静		内	警	察	署	署 長		
新		ひ	だ	か	町	町 長		
新			冠		町	町 長		
え		り		も	町	町 長		
様			似		町	町 長		
浦			河		町	町 長		
日	高	中	部	消	防	組 合	消防長	
日	高	東	部	消	防	組 合	消防長	

別表 3 日高振興局 河川減災対策協議会 幹事一覧表

関係機関	幹事
胆振総合振興局	室蘭建設管理部 維持管理課長、地域調整課長、治水課長
日高振興局	地域創生部主幹（社会資本） 地域政策課主幹
室蘭開発建設部	治水課長、防災対策官
室蘭地方気象台	防災管理官
北海道警察本部	警備課長
浦河警察署	警備係長
静内警察署	警備係長
新ひだか町	総務課長
新冠町	総務課長
えりも町	企画課長
様似町	総務課長
浦河町	総務課 危機管理室室長
日高中部消防組合	警防課長
日高東部消防組合	消防課長